

# 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

(平成17年7月1日制定)

## (趣旨)

**第1条** この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の使用前検査に関し、必要な事項を定める。

## (試運転の実施)

**第2条** 試運転をしようとする者は、あらかじめ市長に試運転計画書を提出するものとする。

2 前項の試運転計画書に明示すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の許可年月日及び許可番号
- (2) 処理施設の種類及び処理能力
- (3) 処理施設において処理する廃棄物の種類
- (4) 試運転の目的
- (5) 試運転の予定期間（使用前検査を含む。）
- (6) 試運転の方法
- (7) 試運転で確認する項目（環境測定を含む。）
- (8) 試運転に使用する物の種類及び量（外部から持ち込む場合は搬入先を明記）
- (9) 試運転で発生した廃棄物の処分方法及び処分先
- (10) その他必要な事項
- (11) 帳簿の雛型

3 廃棄物処理施設の試運転は、原則として有価物を用いるものとする。

## (使用前検査の申請)

**第3条** 使用前検査を受けようとする者は、廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第十九号又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号。以下「市細則」という。）第20号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号。）第12条の4第2項に定める書類のほか、次の事項を明らかにした書類を添付するものとする。

- (1) 事業所及び処理施設の配置図
- (2) 処理フロー
- (3) 処理後の産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し及び当該委託契約に係る収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し
- (4) 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書の写し
- (5) 産業廃棄物処理責任者設置等報告書の写し
- (6) 処理施設の概要
- (7) 試運転時の測定データ等（環境測定データ、処理量等）
- (8) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (9) 処理能力の確認
- (10) その他必要な事項

## (使用前検査の実施)

**第4条** 市長は、廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者から使用前検査の申請があった場合には、すみやかに使用前検査を実施するものとする。

2 前項の使用前検査の検査事項は次のとおりとする。

- (1) 設置計画
- (2) 処理施設の運転状況

3 第1項の使用前検査には、設置者又は技術管理者が立ち会うものとする。

**(使用前検査の中止)**

**第5条** 市長は、次に定める場合に、使用前検査を中止するものとする。

- (1) 使用前検査の対象となる処理施設が、申請書の内容と大幅に異なる場合
- (2) 処理施設の能力が申請書と大幅に異なる場合
- (3) 維持管理計画で定めた達成値を満たすことができない場合
- (4) その他検査の遂行が困難な場合

**(試運転結果の報告)**

**第6条** 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、廃棄物処理施設の試運転が終了した場合は、すみやかに市長に試運転結果報告書を提出するものとする。

2 試運転結果報告書に添付すべき事項は、試運転計画書において確認することとした項目とする。

**(改善の指導)**

**第7条** 市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していない点があると認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

2 市長は、前項の改善指導において施設の改善等が行なわれた場合には、再検査を行うものとする。

**(使用前検査済証の交付)**

**第8条** 市長は、処理施設が設置計画に適合していると認めた場合は、市細則第24条の規定により、廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第21号様式）を交付するものとする。

**附則**

**(施行期日)**

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

**附則**

**(施行期日)**

この要領は、平成24年4月1日から施行する。